

農業委員会だより

■問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(32)8915

令和4年農業用免税軽油の一括交付

県では、毎年1月に農業用の軽油引取税免税証を一括交付しており、今年度は下記の日程で申請を受け付けます。期日に申請することができない場合は、栃木県税事務所にお問い合わせください。

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、マスクの着用及び体温測定のご協力をお願いします。

また、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせてください。

受付日	受付時間と対象地域		会場
	午前の部 (午前9時～11時30分)	午後の部 (午後1時～3時30分)	
1月26日(水)	石橋全地区	石橋全地区	市役所 303・304会議室
1月27日(木)	南河内地区※1	南河内地区※2	
1月28日(金)	国分寺全地区	国分寺全地区	
2月4日(金)	共同・受委託	共同・受委託	下都賀庁舎第2福利厚生棟

※1 下原、西区、薬師寺一丁目～六丁目、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、祇園町

※2 本吉田北、本吉田南、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山、西坪山、祇園、緑

■必要なもの

- ・免税軽油使用者証
 - ・印鑑
 - ・免税軽油の取引等に係る報告書（新規申請以外の方）
- ※納品書または領収書（写しでも可）と未使用の免税証の原本を添付。
- ・使用者証更新手数料420円（新規申請及び使用者証更新の場合）
- ※おつりがないようにご準備ください。
- ・耕作証明書（新規申請及び耕作面積が変更になった場合）
- ※使用者証更新のみの場合は不要。

■注意事項

- ・新規申請の方は、免税証の交付が後日となります。
- ・新規申請及び免税機械の追加や入れ替えをする方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書、納品書、領収書等）をお持ちになるか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」を控えてきてください。
- ・国税及び地方税の延滞処分を受けた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

■問い合わせ先

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当
☎0282(23)6882
農業委員会事務局（耕作証明書について）
☎(32)8915

農地転用には農地法の許可が必要です

農地を農地以外のものにする「農地転用」は、原則として農地法の転用許可が必要です。許可なく転用した場合や、許可を受けたとおり転用をしなかった場合には、原状回復などの命令や、罰則が適用される可能性があります。

転用の許可申請の受付は、市農業委員会で行っています。申請の期限は毎月原則10日です。

農地転用には様々な基準や要件があり、その調査や照会にお時間をいただく場合があります。農地転用をお考えの方は、お早めにご相談ください。

家族経営協定を結んでみませんか

農業の経営は、家族単位で営む家族経営が大半を占めており、仕事と生活の境目が明確ではありません。そのため、労働時間や労働報酬など、様々な問題が生まれがちです。

そこで、農業委員会では「家族経営協定」の締結をおすすめしています。家族経営協定とは、農業経営に携わる家族全員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指して、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境整備などについて、家族みんなで話し合いながら作成するものです。